

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における家具類の転倒等による被害を軽減するため、居住をする市内の住宅において、購入した器具を家具類に設置する者に対し、予算の範囲内で高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 家具類 居住の用に供されている住宅において生活の用に供するたんす、本棚、食器棚等の家具、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ等の家電製品その他市長が認めるものをいう。
- （2） 器具 家具類の転倒防止対策を実施するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他市長が認めるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象になる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1） 市内に住所を有すること
- （2） 第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の日において、納期限の到来した本市の市税を滞納していないこと

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者自らが居住をする市内の住宅において設置する器具の購入及び器具の取付けを事業者に依頼する場合の取付作業に要した経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の3分の2の範囲内において市長が定める額とし、1世帯につき1万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、1世帯につき1回に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、運転免許証、健康保険証の写し等本人であることを確認することのできる書類を添えて、令和2年5月1日から市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

2 代理人が申請をする場合は、前項の書類のほか、当該代理人の運転免許証、健康保険証の写し等代理人本人であることを確認することのできる書類を添えて、提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定をし、交付の条件を付して、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知のあった者（以下「補助決定者」という。）は、高松市家具類転倒防止対策促進事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月5日のいずれか早い日までに、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金実績報告（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 器具を設置した後の家具類の写真

(2) 購入した器具の内訳及び金額並びに購入した日の分かる書類

(3) 事業者による取付作業を実施した場合は、取付けに係る内訳及び金額並びに作業を実施した日の分かる書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後に、補助金の額を確定し、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付指令書（様式第5号）により補助決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

3 前項の規定による補助金の交付指令の通知のあった補助決定者は、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金請求書（様式第6号）を、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付の条件に違反したとき。

（3） この要綱の規定に違反したとき。

（4） 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（市による調査）

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、家具類の転倒防止の状況等に関し調査を行うことができる。

2 補助決定者は、市長が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

4 補助金の交付を受けた者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、

市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱に規定する高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金実績報告（様式第 4 号）については、令和 3 年度に限り、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（宛先）高松市長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号（ _____ ）

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付申請書

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金の交付を受けたいので、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

なお、この申請に当たり、私の住所、同一世帯員、市税の納付状況を確認することについて同意します。

交付申請の額の根拠

① 家具類転倒防止器具の購入及び取付作業に要する経費（補助対象経費）	（消費税等込） 円
次により補助金交付申請額を算定してください。	
② ①×2/3（千円未満切り捨て）	円
③ ②≥10,000 円の場合：補助金交付申請額は 10,000 円です。 ②<10,000 円の場合：補助金交付申請額は②の金額です。	

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

(1) 申請者が本人である場合

本人であることを確認することのできる書類（運転免許証、健康保険証などの写し）

(2) 代理人が申請をする場合

(1)の添付書類に加えて、代理人が本人であることを確認することのできる書類

（参考）

(1) 補助金の交付の対象となる経費

補助の対象者自らが居住する住宅の家具類（ア）に設置する器具（イ）の購入及び取付けを事業者依頼する場合の取付作業に要した経費

(ア) 家具類：たんす、本棚、食器棚等の家具、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ等の家電製品
その他市長が認めるもの

(イ) 器具：L字金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他市長が認めるもの

(2) 補助金の額

補助対象経費の額の3分の2の範囲内において市長が定める額。1世帯につき1万円を限度とする。なお、補助金は、1世帯につき1回に限り交付する。

※注意事項

(1) 補助金の交付の対象となるのは、本市に住所を有し、補助金の交付申請の日において納期限の到来した本市の市税を滞納していない人。

(2) 申請日及び申請者欄を訂正した場合は、申請者欄に押印の上、同じ印鑑により訂正をしてください。

(3) 金額については訂正が認められません。訂正を必要とするときは、新しい高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付申請書に書き直してください。

(4) 補助金の振込先は、申請者本人名義の口座以外に指定することはできませんので、あらかじめ御了承ください。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

交付決定の額 金 円

交付の条件

- 1 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - （１） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - （２） 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - （３） 高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。
- 3 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、家具類の転倒防止の状況等に関し調査を行うことがあるので、補助決定者は、市長が調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金の交付について、次の理由により交付できませんので、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

理由	☐ あなたは、市内に住所を有する方でないため。 ☐ すでに、あなたと同一世帯の方から申請書が提出されているため。 ☐ 補助金の交付申請の日に、納期の到来した本市の市税に滞納があるため。 ☐ その他（ ）
----	---

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号（ _____ ）

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた家具類転倒防止器具の設置を終えたので、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて、実績報告をします。

実績報告の額の根拠

① 家具類転倒防止器具の購入及び取付作業に要する経費（補助対象経費）	(消費税等込) 円
次により補助金交付実績報告額を算定してください。	
② ①×2/3（千円未満切捨て）	円
③ ②≥10,000 円の場合：補助金交付実績報告額は10,000 円です。 ②<10,000 円の場合：補助金交付実績報告額は②の金額です。	

1 補助金交付実績報告の額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 器具を設置した後の家具類の写真
- (2) 購入した器具の内訳及び金額並びに購入した日の分かる書類
- (3) 事業者による取付作業を実施した場合は、取付けに係る内訳及び金額並びに作業を実施した日の分かる書類

※注意事項

- (1) 申請日及び申請者欄を訂正した場合は、申請者欄に押印の上、同じ印鑑により訂正をしてください。
- (2) 金額については訂正が認められません。訂正を必要とするときは、新しい高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金実績報告書に書き直してください。
- (3) 器具を設置した後の家具類の写真は、すべての器具が見えるように撮影してください。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付指令書

年 月 日付けで申請のあった高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金について、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により次の条件を付して補助金を交付します。

補助金交付決定の額 金 円

- 1 この補助金は、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - （2） 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - （3） 高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- 5 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ — — ）

高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付指令の通知を受けた高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金について、高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、請求します。

1 補助金請求の額 金 円

2 補助金の振込先

(フリガナ)											
口座名義											
(金融機関名)				銀行 金庫 組合 農業協同組合	(本支店、出張所等名)						本店 店 出張所
預金種目 □部分は、該 当する方にレ を記入してく ださい。	当座 □	普通 (総合) □	貯蓄 □	口座番号 (右詰め)							

※注意事項

- (1) 申請日及び申請者欄を訂正した場合は、申請者欄に押印の上、同じ印鑑により訂正をしてください。
- (2) 金額については訂正が認められません。訂正を必要とするときは、新しい高松市家具類転倒防止対策促進事業補助金実績報告書に書き直してください。
- (3) 申請者本人名義の口座を記載してください。

